

預立院附御用人となり、寶曆十三年三月同御附物頭並となつて五十石を加へ、同年八月廿五日五十八歳を以て歿した。

ノムラシゲタケ 野村重威 通稱太郎三郎、後に勅兵衛。初め新知三百石を受け、前田綱紀に仕へ、大小將組に列し、元祿八年番頭となり、十五年父重徳の遺知千七百石を襲ぎ、寶永・正徳の間累遷して馬廻頭となり、享保九年八月十六日歿した。年五十八。重威字を孟固、號を務敏、亭を謀野といひ、落治の例格を諳練し、又書を讀み、詩を作り、連歌を好み、茗事に通じ、室鳩巢・五十川剛伯・梅林院能順等と交つた。

ノムラシゲナホ 野村重猶 勅兵衛と稱し、後五郎兵衛と改めた。近江の人。父は若狹守。重猶初め佐久間盛政に隸して旗奉行となり、天正中前田利家の石動山を討つた時、盛政の使者となつてその獲た首級を利家に貽り、利家から寶刀一を賜はり、柳瀬戦役の後利家に仕へて五百石を受け、後出陣數度、五百石を加へ、足輕頭となり、又秀吉の大坂築城の際壯丁を率ゐて服役し、慶長五年には大聖寺の戦捷を報ずる爲、利長の使者となつて家康に謁し、寶刀・鞍馬を賜はつて復命し、千石を増し、併せて二千石となつた。慶長十八年退老して、宗順と號し、養老封三百石を割き、寛永元年十一月十七日歿した。年七十三。子孫藩に世襲する。

ノムラシゲノリ 野村重徳 與三兵衛と稱した。實は治兵衛永實の子で、永實の兄與三兵衛猶克の後を襲ぎ、千五百石を受け、後二百石を加増せられ、寛文四年大小將番頭となり、累遷して元祿三年定番頭となつた。十五

年八月九日歿。重徳書を讀み學を好んだ。

ノムラシゲマサ 野村重政 左馬允と稱した。父は佐々成政の臣福岡與四郎。重政前田利家に仕へ、利長の時二百三十石を賜はり、命を奉じて重猶の養子となり、重猶退老の後千七百石を併せ領し、大坂兩役に出陣してその後役には岡山口で槍功があり、二たび祿を増して四千五百石となつた。寛永十六年小松に徙り、正保元年歿。

ノムラシチベエ 野村七兵衛 又傳兵衛。初め朝倉義景・明智光秀に仕へ、後越前府中に於いて前田利家に臣事し、天正十二年末森戦役に從うて功あり、祿遂に千石に至つたが、十八年武州八王子に於いて戦歿した。子孫藩に世襲する。

ノムラシロサエモン 野村四郎左衛門 祿二百三十石で、御業所奉行を勤めてゐたが、貞享三年三月廿二日前田助佑恒長に御預となり、四年四月六日下口に追放せられた。その罪状は明らかでないが、野々村忠右衛門と同じであるから、互に關係があつたのであらう。

ノムラナガザネ 野村永實 通稱治兵衛。實は字野加右衛門の子。野村重政の養ふ所となり、その祿千二百石を配知せられ、前田綱紀に仕へて會所奉行となり、萬治二年馬廻頭に進み、寛文四年歿した。

ノムラナガシゲ 野村永重 通稱五郎兵衛。父は治兵衛永實。寛文四年遺知千二百石を襲ぎ、御馬奉行・御大小將番頭から、漸く進んで御馬廻頭に至り、元祿十五年歿した。享年五十九。

ノムラナホカツ 野村猶克 與三兵衛と稱した。實は菊池十六郎の第三子。野村重政の

養子となり、祿千五百石を襲いだ。寛文三年歿。

ノムラノブアキラ 野村信精 通稱七郎五郎・順九郎・源兵衛。父は源兵衛昌信。安永六年遺知百五十石を襲ぎ、大小將・大小將番頭・組外番頭に歴任し、文化四年歿。

ノムラノブヨシ 野村信由 通稱七兵衛。父は信精。文化四年遺知百五十石を襲ぎ、御馬廻組・大小將・御勝手方御用・大小將番頭等に歴任した。

ノムラハンベエ 野村半兵衛 祿二百石。寛永十六年御馬廻組に屬し、前田利常に從うて小松に移り、葭島に居た。享保元年歿。子孫藩に世襲する。

ノムラブンシ 野村文志 金澤の俳人。所居を百花堂と號した。もと上堤町の書肆で、歿屋五郎兵衛といふたが、同町三箇屋九郎兵衛の養子となつて、矢張り前業を繼続した。その歿屋時代には、天和元年加賀染を出版し、三箇屋になつてから寶永五年友琴追善の爲に艶賀の松を出した。享保四年隱居、五年剃髮して家里と稱し、八年九月廿三日歿、享年は明らかでない。

ノムラヨリノブ 野村因信 通稱源左衛門・七兵衛。元祿十三年父七兵衛の遺知二百五十石を襲ぎ、後加増兩度で八百五十石に至つた。その職は、寶永六年前田吉徳附、享保二年御側小將番頭より次第に昇進して御馬廻頭に至り、延享三年御免、明和四年正月二十日七十九歳を以て歿した。

ノムランサク 野村蘭作 金澤能役者の脇師。もと染物屋の次男で直五郎といふたが、前代蘭作はその聲の美なるを以て女婿たらし

め、安政五年正月襲名し、遂に名人の稱を得るに至つた。明治十三年十月三十一日歿、齡六十五。

ノムラロクサエモン 野村六左衛門 越前府中に於いて前田利家に從ひ、百六十石を領した。子孫相繼いで藩に仕へる。

ノモ 野毛 鳳至郡山是清の内の小字。ノモトニギヒコ 能本和彦 金澤の人。國語及び神典を修め、殊に和歌を能くし、從遊するもの甚だ多かつた。明治廿六年十一月歿、年五十六。

ノリイヘ 則家 加賀の刀工。古刀期では加州住藤原則家と切るものがあり、天正頃。又新刀期では加州大聖寺住荒木八郎藤原則家と切るものがあつて、寛文頃。後者は又助兼若の門人と傳へるが、作柄は類似せぬ。

ノリカケ 乘懸 ↓ホンマ 本馬。ノリキ 乗木 珠洲郡馬渡の内の小字。ノリサダ 則定 珠洲郡大谷の内の小字。平大納言時忠の館跡といふものがその地に在り、則定は時忠の末裔の名であるといふ。則定の家の後にある墳墓は時忠のものであると口碑するが確實ではない。

ノリゾメ 乗初 ↓イズメ 射初。ノリミツ 則光 加賀の刀工。則光又は藤原則光と切る。古刀に屬するが時代不詳である。

ノリモノ 乗物 加賀藩では寛文元年閏八月十日家臣の乗物に關して規定した。それによれば、自分知三千石以上の者及びその惣領、御小々將。十五歳以下の者及び病人。出家・儒者・醫師。年輪五十以上のものは乗物を用ひ得ることとし、輿力・又家中の病人及び五

ひ得ることとし、輿力・又家中の病人及び五